令和８年度 第１回伊勢崎市総合教育会議
次　　第

日　時　　令和８年６月３０日（火）
　　午後２時００分～
場　所　　市役所本館５階職員研修室

１　開　会

２　市長あいさつ

３　教育長あいさつ

４　署名委員の指名

５　報告事項
（１）伊勢崎市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

６　協議事項
（１）群馬県立高校の在り方検討を踏まえた“いせさき教育”の在り方に関する意見交換について

７　その他

８　閉　会

伊勢崎市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画



令和８年４月

伊勢崎市教育委員会

目 次



１．計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・２

（１）計画の趣旨
（２）本市の現状

２．目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

（１）時間外在校等時間に関する目標
（２）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

３．計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

（１）実施期間
（２）実施計画

４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・５

（１）「業務の３分類」を踏まえた教育委員会による業務の見直し
（２）学校における措置の推進状
（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

５．関連する取組、今後のフォローアップについて・・１０

（１）計画の報告と検証
（２）教育委員会による支援と指導、関係者との連携

１．計画の趣旨、現状



（１）計画の趣旨

伊勢崎市立学校の教育職員が、心身の健康を保持し、活き活きと働くことができる環境を整備することは、児童生徒に対する質の高い教育活動を持続的かつ安定的に提供するためには必要不可欠である。一方で、本市の小中学校の教育職員の業務が長時間に及ぶ状況は未だ課題となっている。

本計画は、伊勢崎市立学校の教職員の業務量の適切な管理と、健康及び福祉の確実な確保を、市教育委員会と市長部局が一丸となって包括的に図ることを目的とし、本市教育委員会及び市長部局が講ずべき具体的な措置とその達成目標を明確化するものである。

本計画の確実な実施により、教職員は心身ともに健康で、その専門性を最大限に発揮し、児童生徒や保護者、地域との信頼関係構築といった、教職員でなければならない本質的な教育活動に注力できる環境を確保するとともに、教職員の働きがいを一層向上させ、教育の質の維持・向上を図り、伊勢崎市の未来を担うこどもたちの健やかな成長を担保できるようにしていくこととする。

（２）本市の現状

本市では、令和２年３月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「伊勢崎市立学校職員の在校等時間の上限等に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和６年度は以下のとおりであった。

【令和６年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月４５時間を上回る割合	月８０時間を上回る割合
小学校	２９時間２７分	２１．０％	１．４％
中学校	４１時間５９分	４１．３％	９．４％
全　体	３３時間３０分	２８．５％	４．４％

※時間外在校等時間が４５時間を超える割合が２８．５％と多くなっている。特に中学校では、保護者対応や部活指導などの業務の負担感が大きくなっており、学校業務の適正化を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第８条に基づき本計画を策定するものである。

２．目標



本計画において達成を目指す令和８年度の目標は以下のとおりとする。

（１）時間外在校等時間に関する目標　　※【】内は令和６年度の数値

＜小学校＞

・１箇月時間外在校等時間が４５時間以下の割合を８５％にする

【79.0%】

・１年間における１箇月時間外在校等時間の平均時間を２８時間以下にする

【29 時間 27 分】

＜中学校＞

・１箇月時間外在校等時間が４５時間以下の割合を６５％にする

【58.7%】

・１年間における１箇月時間外在校等時間の平均時間を４０時間以下にする

【41 時間 59 分】

（２）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

※【】内は令和６年度の数値

・教職員の年次有給休暇の平均取得日数を年間１７日以上にする【１４日】

※令和 6 年度は調査がなかったため、【】内は令和 5 年度の数値

・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を１０．０%まで減少させる

【１２．０%】

・ストレスチェックにおける総合健康リスクの値９０を維持する【９０．５】

・ストレスチェックにおける総合健康リスクが１１０以上の学校を０とする。【２】

３．計画の期間



（１）実施期間

令和８年度～令和１１年度（１年ごとに更新していく）

（２）実施計画

実施項目		令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
在校等時間	１箇月４５時間以下・小	８５％	９０％	９５％	１００％
	１年間における１箇月平均時間・小	28 時間	27 時間	26 時間	25 時間
	１箇月４５時間以下・中	６５％	７０％	７５％	８０％
	１年間における１箇月平均時間・中	40 時間	39 時間	38 時間	37 時間
	１箇月４５時間以下・小中計	*８０％*	*８５％*	*９０％*	*９５％*
	１年間における１箇月平均時間・計	*33 時間*	*32 時間*	*31 時間*	*30 時間*
	１年間の時間外在校等時間平均	*４４０時間*	*４００時間*	*３８０時間*	*３６０時間*
年休	年次有給休暇取得日数	１７日	１８日	１９日	２０日
ストレスチェック	高ストレス者割合	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	総合健康リスクの値	９０	９０	９０	９０
	総合健康リスクが１１０以上の学校	０	０	０	０
	健康リスクＡの値（仕事の量・コントロール）	１００	１００	１００	１００
	健康リスクＢの値（職場の支援）	９０	９０	９０	９０

※教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とし、管理すべき対象とする。

※教育職員以外の職員（事務職員、学校栄養職員等）については、36 協定における時間外労働の限度時間が適用されることに留意した上で、業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図るものとする。

※健康リスクの値は、１００が平均値であり、１００より大きくなるとリスクが高い状況となる。９０は良好な数値であり、数値を減らしすぎると「皆が頑張りすぎている」という可能性も出てきてしまうため、数値の維持を目標としている。

４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容



本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

（１）「業務の３分類」を踏まえた教育委員会による業務の見直し

イ　学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「３分類」①関係）

・保護者、地域住民や老人クラブ連合会見守りパトロールによるボランティアなどを通じて、通学路の見守り活動を一層推進する。

②放課後等の校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「３分類」②関係）

・放課後から夜間における見回りについては、教育職員の業務状況を考慮しながら出動回数の負担軽減を図り、見回りパトロール（青パト）活動を実施する。

・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「３分類」③関係）

・教材費・旅行費等の学校徴収金に係る手続きについて、徴収手続き等の精査を進める。

④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「３分類」④関係）

・地域学校協働活動の実施に際して、公民館を中核とした体制を整備し、関係者間の連絡調整は公民館が行うこととする。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うこととする。

⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「３分類」⑤関係）

・過剰な苦情や不当な要求等への対応については、学校が弁護士等の専門的知見を有する専門家と連携し、事案に応じた助言や支援を受けながら対応できる体制を構築する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑥調査・統計等への回答（「３分類」⑥関係）

・教育委員会においては、学校に対して回答を依頼し、又は教師を通じた児童生徒等への周知を依頼するために学校に送付される「学校調査等」の量を縮減する。

・校務支援システムの文書連絡機能の活用を継続するとともに、必要に応じて回答フォームへ移行することによって、市から学校に発出される調査回答に係る事務負担を軽減する。

⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「３分類」⑦関係）

・学校の広報資料及びウェブサイトの作成・管理業務について、教育委員会において校務支援員等が行える体制を整備する。

⑧ＩＣＴ機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「３分類」⑧関係）

・ＩＣＴ機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理について、教育委員会において外部委託を行う。

⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「３分類」⑨関係）

・学校プール・体育館の地域開放施設の管理業務について、教育委員会において外部委託を含め、学校以外が担う体制を構築する。

⑩校舎の開錠・施錠（「３分類」⑩関係）

・職員間の役割分担の見直し、機械警備などの管理業務の委託等により、副校長又は教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。

⑪休み時間における安全への配慮（「３分類」⑪関係）

・学校内の休み時間における安全への配慮については、保護者・地域住民による見守り活動（スマイルサポータの活用）を一層推進する。

⑫校内清掃（「３分類」⑫関係）

・学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、地域住民等の支援を得つつ、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による教育職員の負担軽減を一層推進する。

⑬部活動（「３分類」⑬関係）

・原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。

・平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を進める。
・休養日及び活動時間についてスポーツ庁及び文化庁が別に定める基準に従うよう、周知徹底する。



ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑭給食の時間における対応（「３分類」⑭関係）

・給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭等が実施する体制を構築する。
・給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施できるようにする。
・給食時における児童生徒の見守りについては、地域の実情に応じて支援スタッフやボランティア等を活用することで、負担軽減を促進する。

⑮授業準備（「３分類」⑮関係）

・教材等の印刷や物品等の準備その他の補助的な業務については、少人数指導非常勤講師や校務支援員等の支援スタッフ、学校支援ボランティア等が中心となって行う体制を構築する。
・タブレット端末や授業支援アプリ等を一層活用することによって、授業準備に係る事務負担を軽減する。

⑯学習評価や成績処理（「３分類」⑯関係）

・採点作業や宿題の提出状況の確認その他の補助的な業務については、少人数指導非常勤講師や校務支援員等の支援スタッフ、学校支援ボランティア等が協力して行う体制を構築する。
・校務支援システムの機能や自動採点技術等を一層活用することによって、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

⑰学校行事の準備・運営（「３分類」⑰関係）

・修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教師と事務職員及び校務支援員等の支援スタッフとの協働を促進するとともに、必要に応じ、業務委託その他の方法も検討する。

・区長会、市ＰＴＡ連合会と協議し、学校行事の精選を図るとともに、地域との関連のある学校行事に係る事務は地域学校協働活動を窓口とするよう調整を図る。

⑱進路指導の準備（「３分類」⑱関係）

・児童生徒の卒業後の進路先に関する情報収集等について、教師と事務職員及び校務支援員等の支援スタッフや外部人材との協働を推進する。

⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「３分類」⑲関係）

・特別な支援を要する児童生徒への対応にあたり、教育支援員の配置拡充や医療的ケア対応看護師の配置に努め、安全で快適な学校での生活を送るための生活全般の支援体制を構築する。
・不登校児童生徒への対応にあたり、市教育研究所（ほっとる～む４教室含む）及び発達相談室の機能強化や、校内相談室の環境整備及び学習生活相談員の配置による効果的な支援体制を構築する。
・外国籍児童生徒への対応にあたり、外国籍児童生徒生活支援助手の配置拡充、巡回型日本語指導の拡充に努める。
・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を促進し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

（２）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

【標準授業時数】	
小学校１年生	９５６単位時間
小学校２年生	１，０１６単位時間
小学校３年生	１，０５１単位時間
小学校４年生以上	１，０８６単位時間

・学校で行われる学校行事を、それぞれの教育的価値も踏まえ、精選または統合する。

・朝活動の内容や清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、校時表の工夫を行う。

・デジタル技術を活用した校務の効率化を推進する。

・職務経験が少ない教育職員が担当する授業時数を抑制するとともに、他の教育職員からの助言その他の支援を得られやすい体制を整備する。

・学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るに当たっては、当該措置を講ずることが在校等時間の長時間化につながらないようにするため、当該措置が実施計画に適合するものとなるようにする。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、市教育委員会として以下の内容に取り組む。

・１箇月時間外在校等時間が８０時間を継続して超える教育職員に医師による面接指導を勧奨する。

・心身の健康問題については、市の相談窓口について周知し、活用を推奨する。

・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、取得を促進する。

・夏季休業中における１週間程度の学校閉庁期間の設定を継続していく。

５．関連する取組、今後のフォローアップについて



（１）計画の報告と検証

・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、ＨＰで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックや年休調査の結果から把握する。

（２）教育委員会による支援と指導、関係者との連携

・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

・市教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。

・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

・教員業務支援員や地域ボランティアの確保・充実などについて、市長部局や学校運営協議会と連携して取り組む。

・各学校の在校等時間の状況を、教育委員会が毎月確認し、集計結果や具体的措置の取組状況などについて、市内の定例会議の場などで報告する。

・保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の３分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。